

第3次津市男女共同参画基本計画
令和元年度実施状況報告書

令和2年10月
津市男女共同参画審議会

はじめに

当報告書は、第3次津市男女共同参画基本計画に掲げた64事業について、令和元年度の取組状況とそれに対する津市男女共同参画審議会（以下、「審議会」という）からの意見である。

審議会では、計画の進行管理のため、毎年度、各事業の達成度、進捗状況に対する評価を実施している。その作業過程は次のとおりである。

まず担当部署から各事業の取組状況について報告を受け、同報告に対する審議会委員からの質疑を集め、担当部署からの回答を得た。その上で、審議会委員は各事業に対する意見等を提出し、これらの意見等を集約するために設置した検討委員会で報告書の素案を作成、審議会の最終審議にて決定した。

我が国は、平成27年度に制定・施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」をはじめ諸施策を打ち出してはいるが、その効果がはっきりと表れていない現状にあり、世界経済フォーラムが毎年公表しているジェンダー・ギャップ指数の最新スコア（2020年）によれば、153か国中121位（前回は149か国中110位）と低迷の度合を増している。

本市においても、各担当部署がそれぞれに工夫を凝らして事業を進めていると拝察するが、その一方で、事業の効果検証を適切に行わずに過去の取組を踏襲しているように受け取れるケースも散見されるため、できる限り客観的な数値に基づく検証を行うことが望まれる。

そしてその際には、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月閣議決定）に示されるとおり、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の把握に努めていただくことを審議会として要請する。

令和元年度終盤は、新型コロナウイルスの影響を受け、感染防止のために予定しながら実施できなかった事業もある。一方、新型コロナウイルスによって、特に女性の割合が高い非正規雇用者の解雇、DVの深刻化など、男女共同参画社会の実現に向けての問題点が浮き彫りにされた事実を私たちは正視すべきである。

最後に、各担当部署にあつては、審議会からの意見を真摯に受け止め、しっかりと男女共同参画の視点に立ち、各事業を展開するとともに、数値目標を掲げる事業については、速やかにその数値目標を達成できるよう男女共同参画社会の実現に向けたさらなる取組の推進を期待する。

目 次

1	第3次津市男女共同参画基本計画 施策の体系……………	1
2	基本目標における各事業の取組・審議会からの意見	
	基本目標Ⅰ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進……	2～12
	基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進……………	13～16
	基本目標Ⅲ 身近なくらしの場における男女共同参画の推進……………	17～25
	基本目標Ⅳ 人権が尊重される環境の整備……………	26～33
	基本目標Ⅴ 男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化……………	34～44
3	数値目標の推移……………	45～46
4	参考資料	
	(1) 津市男女共同参画審議会委員名簿……………	47
	(2) 令和元年度施策進捗状況審議経過……………	48

1 第3次津市男女共同参画基本計画 施策の体系

目標	基本目標	施策の方向
男女共同参画社会の実現	I ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進	①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と普及 ②子育て・介護支援の充実 ③育児・介護休業制度などの整備と利用促進 ④就労・能力開発のための支援
	II 政策・方針決定の場における女性の活躍推進	⑤市の審議会などでの男女共同参画の推進 ⑥事業所・各種団体などの方針決定の場における男女共同参画の推進 ⑦市職員の男女共同参画の視点に立った登用
	III 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	⑧家庭・地域における男女共同参画の促進 ⑨防災対策における男女共同参画の促進 ⑩生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実 ⑪男女の生涯にわたる学習の場の提供 ⑫男女の生涯にわたる健康の支援
	IV 人権が尊重される環境の整備	⑬DV防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実 ⑭あらゆるハラスメントの防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実 ⑮幼児期からの人権尊重と男女共同参画の理解の促進
	V 男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化	⑯男女共同参画推進のための連携体制づくり ⑰市内事業所・働く場への男女共同参画の啓発強化 ⑱市内における推進体制の強化 ⑲市民への啓発と協働の促進

※ 下線は女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置付ける項目

計画期間 2018 年度（平成 30 年度）～2022 年度（令和 4 年度）

ただし、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

2 基本目標における各事業の取組・審議会からの意見

基本目標Ⅰ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と普及

事業名・内容		令和元年度の取組	次年度の方向性	審議会からの意見
1	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進する意識啓発		（男女共同参画室）	
	関係課（室）、関係機関などと連携し、市民や事業所に対し、育児・介護休業制度の利用促進や固定的な性別役割分担意識の見直しなど、男女が共に仕事と生活を両立する意識の啓発や情報提供を行います。	市民に向けては、1／22、2／5に男性の家事・育児参画をテーマとしたセミナーを開催しました。（セミナー2回開催、参加人数のべ30人） ※3／1開催分は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催自粛 また、事業所に向けては、事業所訪問の際に情報紙「つばさ」や啓発冊子等を持参し、女性活躍推進法の改正やセクハラ防止対策の強化等について情報提供し、ワーク・ライフ・バランスに向けた取組の推進等を依頼しました。（企業訪問 30社、人権課、商業振興労政課、各総合支所と連携して実施）	継 続	市民向けセミナーについては、セミナーの趣旨に合わせて効果を検証した上で、開催日時や広報等を工夫し、男性参加者をさらに増やせるよう幅広い切り口の講座内容を盛り込まれたい。 また、事業所訪問では、他事業所の好事例紹介のみならず、訪問事業所に良い取組があれば、県の表彰制度へ応募を促すなど有意義な活用方法を進められたい。
		人権課、男女共同参画室、各総合支所等と連携し、事業所訪問（30社）を行った。その中で、障がい者雇用や市の制度などの周知と合わせ、男女共同参画に係る意識啓発を行った。	継 続	事業所訪問の効果検証を行うとともに、一方的な啓発ではなく事業所の回答や意見をくみ取り、事業へ繋げていくよう努められたい。

2	勤労者福祉の充実		(商業振興労政課)	
	勤労者福祉の充実のため、中小企業などの福利厚生事業を支援します。	勤労者のための総合的な福利厚生事業を行うことにより、勤労者の福祉向上を図るとともに、企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的に設置された三重中勢勤労者サービスセンター（ジョイフル中勢）を補助事業（補助金年額：1,300,000 円）により支援することにより、市内企業に勤労者に対する福利厚生の実施を促進しました。	継 続	財政的補助だけでなく、当該事業による効果検証をより具体的に行い、ワーク・ライフ・バランスの啓発普及並びに中小企業の福利厚生事業の実施に繋げるよう改善されたい。
3	勤労青少年講座の実施		(商業振興労政課)	
	働く若年者の仲間づくりや余暇の充実など、福祉の増進を目的に、勤労青少年講座を実施します。	働く若年者の余暇の充実と、趣味を通じた交友の促進を目的に、勤労青少年講座を開催しました。 当該年度は、料理、手話、写真など8講座を実施し、のべ103人（女性87人：84.7%、男性16人：15.3%）が受講し、勤労者の教養、趣味の充実とともに、勤労者福祉の向上を図ることができました。	継 続	若年層の考え方の変化に伴い音楽等の講座を取り入れること等も考慮するとともに、男女別統計にてジェンダーバイアスを検証し、男女共同参画の視点に立った講座内容や開催方法を工夫されたい。
4	男性のためのハウスキーピングスキルアップ講座の充実		(生涯学習課)	
	講座を通じて、これまで、主に女性によって担われてきた家庭責任（料理など）や地域での活動を男性も共に担っていく必要があることを啓発し、男女共同参画意識の高揚を図ります。	令和元年度も男性を対象とした料理教室を開催し、講座を通じて男女共同参画の意識啓発に努めました。（講座数6講座、参加者数85人） 各年度により講座が入れ替わる中、本年度は、講座が減少したが、今後も、料理教室の中で、男性の家庭進出の重要性について話し合い、講座を通じて気づきが得られるよう男女共同参画意識の高揚を図っていきます。	継 続	料理以外の家事についても男性の関心が高められるよう講座内容を工夫するとともに、男女どちらに主眼を置くのかなど事業の主旨に応じた講座開催を図られたい。 また、定期講座から自主講座への育成についても検討されたい。

② 子育て・介護支援の充実

事業名・内容		令和元年度の取組	次年度の方向性	審議会からの意見
5	子育て支援事業の充実		(子育て推進課)	
	地域の子育て家庭を対象に、育児相談や親子の交流の場の提供、交流の促進を図ります。また、子育てに関する各種情報の提供を行います。	保育所では、園開放を実施し、将来入園を希望する地域の親子が園児と一緒に園庭で遊んだり、保護者が園長や保育士に育児の悩みを相談したりできるよう取り組みました。 子育て支援センター（保育園併設型・独立型）では、親子の交流の場を提供し、子育てに関する相談、地域の子育てに関する情報提供、月1回以上イベントの開催など親子への支援に取り組みました。保育所における園開放や子育て支援センターには、不特定多数の利用者（親子）が来所されるため、保育士は利用者にあった関わりや言葉がけ等を行って行っています。 子育て支援センターでは、親子が気軽に利用していただけるような環境づくりやイベントを行っていますが、特に男性（父親）参加を増やすための取組は行っていません。	継 続	男性参加者が疎外感を感じることがないように、男性が気軽に参加できる場づくり・雰囲気づくりに心がけ、男性の育児参画促進に向けた取組を継続されたい。
6	保育サービスの充実		(子育て推進課)	
	通常保育のほか、延長・休日・一時など保育サービスの充実に努めます。	市内の保育所・認定こども園等において、延長保育は公立10園、私立24園で、休日保育は私立1園で、一時預かりは公立11園、私立9園で実施し、保育サービスの充実に努めました。 （参考 H30 延長保育は公立10園、私立24園、休日保育は公立1園、一時預かりは公立10園、私立9園。） 保育士の確保により、一層の特別保育等事業、保護者のニーズに対応していく必要があるため、本年度から私立保育所等と連携し、保育士資格を持ちながらも様々な事情から離職された人材の復職支援として「保育士職場復帰セミナー」を2回実施しました。	継 続	今後も保育士職場復帰セミナーの継続により、実力・意欲ある職員等の登用や有資格未復職者の掘り起こしに努めるとともに、保育士の処遇改善により保育士を確保し、さらなる保育サービスの充実を進められたい。

7	ファミリー・サポート・センター事業の充実	(こども支援課)	
	子育てのお手伝いが可能な人を紹介し、相互の信頼と了解のうえで、一時的に子どもを預けることができる事業を実施します。 令和元年度は、2,788件（子育て支援緊急サポートネットワーク事業63件含む）の会員相互の援助活動がありました。また、提供会員の確保及び資質向上のための養成講座を2クール（計22講座、55時間）実施するとともに、依頼会員と提供会員の繋がりを深めるための交流会を開催しました。 新たな提供会員の確保のため、広報津への記事掲載や独自の広報紙（ふぁんふぁん）作成のほか、今年度は市内全域へ養成講座受講者募集チラシを配布する等、制度の周知のため広報活動を継続して行いました。	継 続	当事業は、育児中の保護者にとってニーズが高い事業である。 引き続きサービス提供会員の開拓に努めるとともに、従来会員の意見を取り入れ、安心安全に利用できる事業として継続されたい。
8	子育て支援ショートステイ事業の充実	(こども支援課)	
	保護者の病気・出産・冠婚葬祭・出張・家族の病気・介護・育児不安などにより、家庭で一時的に子どもの養育が困難になった時、児童福祉施設などで子どもを預けることができる事業を実施します。 育児疲れや育児不安等の理由を中心に延べ38人、289日の利用があり、虐待の未然防止の観点から、必要に応じて児童相談所の一時保護と連携する等、制度運用を図りました。 また、保護者の病気・出産、家族の病気の看護等、家庭で一時的に子どもの養育が困難になった際に保護者が利用できるよう、市民へ広く事業を周知するため、市ホームページや市が発行する子育てハンドブックへの掲載の他、当課相談窓口や関係機関を通じて、事業案内を実施しました。 当該事業は、育児疲れや育児不安を持つ保護者の育児の一時的な代替を行い、育児疲れ軽減や児童虐待防止にも有意義な事業であることから、引き続き、事業の周知を行うとともに、利用者への適切な支援につなげるよう努めます。	継 続	当事業は、虐待の未然防止のため重要な事業である。利用者減少の要因を探り、利用者との相互の信頼関係を築き上げるなど、今後も引き続き利用促進と支援の充実を図られたい。

9	家庭児童相談の実施		(こども支援課)	
	家庭児童相談員が、子育てについての悩みや不安などの気持ちを受けとめ、必要に応じて専門機関へつなげます。	家庭児童相談の第一義的な窓口として、日々寄せられる様々な相談に対し、助言や様々なサービスを案内する等、幅広い相談に柔軟に対応するよう努めるとともに、必要に応じて児童相談所や保健センター、発達支援センター等の専門機関に繋げ、児童虐待防止に努めました。 また、様々な相談に対して幅広い助言や対応ができるよう、職員間での情報交換、情報の共有の場を設け、事例検討などを通して体制強化を図るとともに、引き続き、保護者等がより気軽に相談できるよう相談事業の周知に努めます。	継 続	新型コロナウイルスへの対応により、相談の増加・多様化が見込まれるため、相談者をたらい回しにしないスムーズな対応と多様なニーズに対応できる相談体制の整備を図りたい。
10	包括的支援事業の実施		(地域包括ケア推進室・高齢福祉課)	
	地域包括支援センター・在宅介護支援センターなど、関係機関と連携し、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護などを行います。	地域包括ケア推進室内にある地域包括支援センターを基幹型とし、市内の日常生活圏域に9カ所の地域包括支援センターを、地域に密着した相談窓口の拠点として配置し、高齢者の権利の尊重を図るため権利擁護事業に取り組みました。 さらに、効率的かつ効果的な運営体制の充実及び機能強化を図るため、令和2年4月から新体制がスタートできるよう、地域包括支援センターの担当エリア及び職員配置について見直しを行い、1カ所増設及び担当エリアを再編しました。 このことを市広報及び、市ホームページと定例記者会見で周知を図りました。	継 続	地域包括支援センターの増設や担当エリアの再編などの前向きな取組は評価できる。 今後も引き続き、高齢者に加え、介護する家族や介護労働者の権利擁護にも積極的に取り組まれます。

11	高齢福祉サービスの実施	(高齢福祉課)
	支援が必要な高齢者やその家族が、安心して住み慣れた地域で生活を送れるよう、緊急通報装置事業、老人日常生活用具給付等事業、配食サービス事業、家族介護慰労事業、紙おむつ等給付事業などの各種高齢福祉サービスを実施します。 介護保険以外の高齢者福祉サービスを展開し、在宅で安心して生活できるよう取り組みました。引き続き、高齢福祉サービスの更なる普及啓発を進め、利用拡大に努めていきます。 特に、配食サービスでは、利用者の増加により、新規利用者の受け入れが困難となっている地域があるため、どの地域においても栄養バランスの取れた食事を届け、安否確認を行い、利用者の健康で自立した在宅生活が送れるよう、今後も配食事業所の確保に努めていきます。	継 続 配食サービスについては、高齢者の安否確認と栄養バランスの取れた食事提供により自立を支援する重要なサービスであるため、引き続き食品衛生管理を徹底するとともに、条件面等の検討により配食事業所を確保し、サービスの充実に努められたい。
12	介護保険サービスの利用促進	(介護保険課)
	要介護者の家族の介護負担を軽減し、男女が生活の中で介護が行えるよう、社会全体で支える仕組みとして介護保険制度の理解の普及、介護保険サービスの利用促進を図ります。 広報津（7月16日号）にて、本年度の保険料決定に係る納入通知書送付の案内、負担限度額（介護保険施設等における食費・居住費の減額制度）の認定申請の案内も行い、介護保険制度の周知を図りました。 65歳に到達した者（第1号被保険者）に対しては、介護保険被保険者証を郵送する際に、介護保険制度の簡易な説明パンフを同封し、介護保険制度への理解の普及を図っています。 介護保険サービスの利用促進については、高齢者が身近な地域で生活ができるよう、また、在宅での介護の負担軽減に資するよう、第7期介護保険事業計画に基づき地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護の事業所の整備を進めるため、9月に公募を実施しました。 公募にあたっては、広報津（9月1日号）での周知と併せてホームページでの周知も行いました。 引き続き介護保険制度の周知に努めるとともに、令和元年度は地域密着型サービスの応募がなかったことから、次年度以降も公募を実施し、サービス事業所の整備に努めていきます。	継 続 サービス事業者（所）の応募がない要因を分析・把握した上で、募集要領を見直し、事業の改善を図られたい。 また、市民にとって分かりやすい介護保険サービスワンストップ窓口等の開設を検討されたい。

13	家庭教育支援セミナーの実施	(生涯学習課)	
	家庭における子育ての悩みや課題を持つ保護者を直接支援することを目的として、家庭教育支援セミナーを実施します。 ① 未就学児の保護者等対象講座（6月5日～8月7日の10回） 場所：中央公民館 受講者数：14人 ② 思春期の子どもの保護者等対象講座（6月6日、11月10日、11月22日、11月29日） 場所：市内小・中学校（PTAと共催で開催） 受講者数：395人 未就学児を持つ保護者の方々に家庭教育事業を届けられるよう、保育園等と連携し、園長会において事業の周知を行い、令和2年度実施の調整を行うことができました。 今後もこれらの取組が継続できるよう、関係団体との連携を図ります。	継 続	男女別集計によりジェンダーバイアスを検証し、男性保護者や学童期児童の保護者等を含められるよう積極的に対象者を拡大し、受講促進を図りたい。
14	放課後児童対策の充実	(生涯学習課)	
	就労などにより、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。 平成31年4月から、未設置6校区のうち、1校区で栗真校区に新たに放課後児童クラブが開設され、また、草生、美杉の2校区で放課後子供教室を新たに実施しました。現時点で未設置校区を減らす目標値は達成されましたが、引き続き地域のニーズを踏まえながら未設置校区の解消に取り組んでまいります。 また、利用児童が増加している放課後児童クラブのニーズに的確に对应していくため、狭あい化している施設を中心とした施設整備を着実に進める必要があり、令和元年度は2つの施設整備を行いました。 今後も、専用区画面積が確保できていない放課後児童クラブの整備順位の整理を行い、児童の受け入れを増やすための施設の拡充に取り組んでいきます。 支援員等の研修支援について、市主催の行政研修では、あらかじめ支援員から要望のあった内容の研修について十分協議を行い、男女の支援員がともに参加できるよう適切な講師を選任し、保育に支障をきたさない時間帯や場所に配慮して実施しました。	継 続	放課後児童クラブは、就労する保護者にとって欠かせないものであるため、引き続き未設置校区解消に努めるとともに、利用児童が増加している児童クラブの施設整備を進め、受入れ児童数の目標達成に向け取り組まれない。 支援員については、処遇改善等により人員確保と女性に偏った体制の改善を行い、研修による支援員の資質向上に努め、子どもや保護者が安心して利用できるクラブ運営を支援されたい。

③ 育児・介護休業制度などの整備と利用促進

事業名・内容		令和元年度の取組	次年度の方向性	審議会からの意見
15	育児・介護休業制度などの市職員に向けた啓発		(人事課)	
	職員が子育てや介護などをしながら、働き続けやすい環境を整備するため、子どもの出生の手続時に、育児休業制度の啓発を行うなど、育児・介護休業制度などの利用促進を図ります。	新規採用者に向けて、各種休暇等の説明を行うとともに、その他職員からの個別相談を受け、相談内容に応じた休暇等の案内を行いました。 男性職員の育児参加について、育児休業制度や特別休暇の活用を促すよう全庁に通知を行うほか、階層別研修などの機会を利用して積極的に制度の周知を行い、全ての世代の職員が、職場における育児休業の取得に対する意識を更に向上させ、それぞれの立場で応援していく雰囲気を作れるよう取り組みました。 また、令和元年度には、更なる取組として、子どもの扶養手続等を行う職員に対し、個別に制度のリーフレットを手渡し、本人の制度に対する理解を促し、より育児へ積極的に参画できる環境づくりを促進しました。 その他、令和2年4月1日時点の育児休業取得者数は、男女合わせ89人と昨年から増加しており、またそれに合わせて 育児休業を取得しやすい環境の整備を図るため、引き続き、育休代替任期付職員の採用も行っています。 (参考) 令和2年4月1日時点 育休代替として働いている職員数 56人	継 続	男性職員の育児休業取得者数の増加は評価できるが、数日から1週間程度の短期間の取得に留まっていることが課題である。 そのため、業務体制の柔軟な見直しや職場風土の醸成により、管理職をはじめとしたあらゆる職員が、長期の育児休業や介護休暇等を取得しても業務に影響が出ないシステムを整備し、安心して各種休暇制度等を取得できる職場環境づくりをさらに進められたい。

④ 就労・能力開発のための支援

事業名・内容	令和元年度の取組	次年度の方向性	審議会からの意見
16	育児・介護休業制度などの市職員に向けた啓発 関係課（室）が連携し、パソコン教室を実施するなど、就業を希望する人の職業能力の向上につなげます。 「女性のための就職応援セミナー」として①就職応援エクセルパソコンセミナー、②再就職・チャレンジ応援セミナー、③見つけよう！私の幸せな働き方セミナーを開催しました。 ①就職応援 エクセルパソコンセミナー 日時：1／10、17、24、30、2／7 全5回 10～12時 対象：就職を希望する市内在住の女性 19人 内容：エクセル3級レベルのパソコン技能を習得 ②女性のための再就職・チャレンジ応援セミナー（2／14 10～12時） 対象：就職を希望する市内在住の女性 17人 講師：菅原とも子（2級キャリアコンサルティング技能士・産業カウンセラー） 内容：再就職のためのマネー&ライフプラン（社会保険・配偶者控除など） ※女性就業支援全国展開事業として実施 ③見つけよう！私の幸せな働き方 対象：就職を希望する市内在住の女性 10人 講師：NPO法人 a trio 理事長 山口 友美 内容：女性が幸せに働くためのコツ、集団キャリアカウンセリングなど 上記セミナーに加え、2月7日に開催した「ジョブホームタウン（企業説明会）」にて、女性のための就職相談コーナー（無料託児付き）を開設。（相談者7人）「託児付きなので、企業説明会へ参加できた」などの喜びの声を得ました。 就業率：H29年度 35.3%（回答率 73.9%） H30年度 52.9%（回答率 68.0%） R1年度 45.8%（回答率 80.0%）	（男女共同参画室） 継続	受講者の就職率が伸び悩んでいるため、テレワークなども見据え、新たな内容を盛り込みセミナー内容の充実を図られたい。 また、社会保険や税控除等を学ぶセミナーでは、男女共同参画の歴史的背景や固定的性別役割分担意識などにも触れながら、女性自身が働き方を選択できる時代になったことを伝え、そのための知識を学ぶセミナーを開催されたい。

		(商業振興労政課)	
	結婚や育児等のために離職した人をはじめ、再就職等を希望する人や就職を目指す若年齢層を支援するため、就業支援パソコンセミナー（エクセル講座（定員 20 名））を男女共同参画室と連携して開催しました。 また、ハローワーク津が主催する再就職職業訓練（ハロートレーニング）や三重労働局の事業である女性の再就職支援事業について広報津への掲載やチラシの配布などにより周知しました。	継 続	当事業に対する担当課としての検証が必要である。 そして、検証結果に基づき、ニートや引きこもりの人たちに対する就労支援など新たな支援について先進事例（参考：横浜市男女共同参画センター『めぐカフェ』）を参考に検討されたい。
		(生涯学習課)	
	（前期） 平日の夜開催 ・仕事で役立つパソコン教室 エクセル 開催 10 回、参加者 25 名（女性 20 名、男性 5 名） ・仕事で役立つパソコン教室 ワード 開催 10 回、参加者 24 名（女性 22 名、男性 2 名） （後期） 平日の夜開催 ・プレゼンテーションを学ぼう 開催 10 回、参加者 10 名（女性 7 名、男性 3 名） 令和元年度は、より実践的な講座内容を目指し、パワーポイントを活用したプレゼンテーション能力の向上を目指す講座に取り組みました。 今後もパソコン教室を継続して開催し、就業を希望する人の職業能力の向上に寄与できる講座内容を取り入れていきます。	継 続	受講者数減少の要因を分析し、改善を図るとともに、男女共同参画室等が実施する就職に向けた事業とはすみ分けを行い、有職者の職業能力向上に特化した講座を実施されたい。 特に、男女共同参画の視点から、企業内では教育の機会が少ない女性に焦点を当てた内容を検討されたい。

事業名・内容		令和元年度の取組	次年度の方向性	審議会からの意見
17	就業相談・就業支援		(商業振興労政課)	
	関係機関を連携し、就業相談や就業支援に係る窓口や施策に関する情報の提供を行います。	平成30年8月に、三重労働局と津市の間で「雇用対策協定」を締結し、本市における雇用、労働に係る課題に関し、協力、連携して取り組んでいく体制を整備しました。 その体制の中で、ハローワーク津や三重県と連携し、市民からの問い合わせ内容に応じてハローワーク津やおしごと広場みえなどの関係機関への直接の案内やパンフレット、チラシ等の配布を行いました。	継 続	例年、取組状況に改善が見られないため、適切に取組の効果検証をされたい。 また、行事やイベント等で案内コーナーを設置するなど、より多くの市民が利用できるよう啓発方法の改善を進められたい。
18	起業家などに対する支援		(経営支援課)	
	市内の公的な創業支援機関を連携し、起業・創業を考えている人などに対して、相談窓口の設置、勉強会やセミナーの開催、交流会の場の提供などの支援を行います。	起業・創業を考えている人などに対して、引き続き相談窓口（ワンストップ相談窓口）を設置し、相談内容に応じた適切な判断を行い、各創業支援機関が分担して相談対応を行った他、前年度の相談件数（315件）の内、約6割（181件）が女性であったことから、今年度は女性の専門相談員を新たに1名加え、相談体制の充実を図りました。 また、起業・創業に対する理解と関心を深めることを目的としたビジネスカフェ（創業講演や交流会）を、本年度も6回開催（参加者118人 うち女性81人 68.6%）するとともに、市広報や地域雑誌などへ津市の創業に係る事業の取組を掲載しました。	継 続	相談者の6割が女性である状況を踏まえ、女性相談員を増員したことは評価できる。 今後も、起業後のアフターフォローに努め、事業継続に向けた質の高い支援を実施されたい。 また、ビジネスカフェでは、ジェンダーを超えた業種で活躍している女性等も講師に迎え、性別にとらわれずあらゆる分野で活躍できる意識の醸成に努められたい。

基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進

⑤ 市の審議会などでの男女共同参画の推進

事業名・内容		令和元年度の取組	次年度の方向性	審議会からの意見
19	審議会などへの女性の登用推進		(全庁・行政経営課)	
	市が設置する審議会などについて、女性の登用状況の把握を行うとともに、男女双方の視点や意見を意思決定の場に反映するため、審議会などへの女性の登用率が30%を超えるよう、女性の登用を推進します。	各審議会等の委員の選任にあたっては、委員等に占める女性の比率が30%を超えていない場合は、その理由を求める等の取組を進めてきましたが、令和元年12月1日時点で女性委員の占める比率は24.8%に留まりました。 このことから、令和2年1月20日付で、女性登用の主旨と積極的な登用の推進について庁内に通知するとともに、委員の委嘱期間の満了（新委員の委嘱）が近づいている審議会等の所管課へ個別に依頼を行いました。 なお、令和2年3月31日時点で女性委員の占める割合は 24.6%（208人／845人）となっています。	継 続	これまでの取組効果が見られず、目標も未達成であるため、先進事例を参考とし、全庁的な取組が必要である。 このため、委員選任時の役職指定廃止や構成機関の見直し、登用率が改善されない附属機関については継続的に働きかけを行うなど、確実に女性登用に繋がる方策を検討し、登用率向上に向け、さらに積極的に取り組まれない。※別添参考資料あり

⑥ 事業所・各種団体などの方針決定の場における男女共同参画の推進

事業名・内容		令和元年度の取組	次年度の方向性	審議会からの意見
20	事業所・各種団体などの方針決定の場における男女共同参画の推進		(商業振興労政課)	
	事業所・各種関係団体などの方針決定の場における男女共同参画を促進する啓発を行います。	人権課、男女共同参画室、各総合支所等と連携し、事業所訪問（30社）を行いました。 その中で、障がい者雇用やワーク・ライフ・バランス等の啓発、市の制度周知などと合わせ、企業の管理職登用等、方針決定の場における男女共同参画の推進について意識啓発を行いました。	継 続	事業所訪問による意識啓発の効果検証を行うとともに、先進事例を示し女性登用が企業のプラスになることが理解されやすいような啓発を図られたい。

			(男女共同参画室)	
		事業所に向けては、事業所訪問にて女性活躍推進法の改正により、女性の活躍に関する情報公表項目と対象事業者の範囲が拡大することを説明し、より積極的に女性活躍に取り組んでいただけるよう依頼しました。 また、市民に向けては、10月16日号の市広報に掲載した「シリーズ人権」にて、平成29年度に実施した「人権問題に関する市民意識調査報告書」の結果を踏まえ、現在、国を挙げて女性活躍推進に向けた取り組みが進められているため、男女が共に支え合い、家庭と仕事を両立できるよう目指していこうと呼びかけました。 さらに、本年度はSDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を取り上げた啓発ミニ冊子を6,000部作成したため、今後、当冊子を活用して市民や事業所などへ啓発していきます。	継 続	事業所における政策方針決定の場への女性参画を推進するには、経営層の理解や行動力が必要であるため、女性登用の意義について理解を促し、人材育成・管理職登用などの具体的な取組の推進に向けた働きかけを進められたい。 また、事業所訪問に加え、各種団体に向けた働きかけについても検討されたい。
21	農林水産業従事女性への意識啓発・支援			(農林水産政策課)
	地域農業の将来を考える「人・農地プラン検討会」において女性農業者比率を30%以上にします。	地域農業の将来を考える人・農地プランについては、作成するだけでなく実行することが重要であり、地域での話し合いにより、地域の中心となる経営体やその経営体への集積・集約化に関する考え方を明確化し、地域農業の在り方等を記載したものです。 「人・農地プラン検討会」は、同プランを検討するための組織である。令和元年度においても、委員9人中4人が女性で、うち3人が女性農業者となっているため、当該検討会において、女性農業者の意見を反映するよう努めています。 (女性委員比率：44.4%) (女性農業者比率：33.3%)	継 続	農業分野における女性参画を推進するため、「人・農地プラン」を検討する検討委員会においては、全地区で女性農業者が参加できるよう運営を進め、女性の意見を十分に反映させた上で、新たなプランが策定できるよう努められたい。

⑦ 市職員の男女共同参画の視点に立った登用

事業名・内容		令和元年度の取組	次年度の 方向性	審議会からの意見
22	市職員における女性の管理職への登用の推進		(人事課)	
	女性の管理職への登用を推進していくためには、主査、担当副主幹および担当主幹への積極的な登用を促進する必要があることから、各役職段階の女性職員の確保を念頭に置いた職員配置および人材育成を行います。また、消防職員においては、昇任試験などの機会を通じて、女性の管理職への登用の推進を図ります。	課長級以上職員に占める女性職員の割合を目標値として掲げる「津市特定事業主行動計画（平成28年3月策定）」に基づき、令和2年4月1日付け人事異動後においても、前年度に引き続き部長級2人、部次長級の職に7人、課長級の職に18人が在任し、幹部職員として本市の運営に携わっています。 また、令和2年2月19日には、女性学長である三重短期大学の村井美代子氏を講師にお招きし、自身の体験などを交え、女性職員に自分自身のライフスタイル・働き方を見つめ、意欲的な業務遂行を喚起させることを目的に、「女性職員活躍セミナー」を実施しました。 女性職員のみならず、男性職員に対しても参加を促すことで、女性のキャリア形成に関する意識の共有を図りました。	継 続	定期的な女性管理職のネットワークづくり、メンター制度導入、OJT強化等に加え、階層別研修などにより若い世代から性差なく段階的に管理職に必要な心構え・知識・スキル等について学ぶ機会を設けることで、管理職に対する特別意識の払拭に努められたい。 さらに、女性管理職の登用を推進するには、全庁的にワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方への移行が必要であるため、働き方改革にも積極的に取り組まれたい。
		男性と比較して女性消防吏員が少なく、先進事例となる女性幹部職員がいない現状である。女性消防吏員が職域やキャリアを拡大することができるよう、消防本部への女性職員の配置等を実施し、幹部職員として必要な経験を積めるよう取組を実施しました。 <u>令和元年度階級昇任試験 女性職員の受験状況</u> 消防士長試験 1人（18人中）、消防司令補試験 1人（17人中） 今後も、現在の取組の継続、より効果的な施策を検討して、他の女性消防吏員の目標・ロールモデルとなり得る女性幹部職員の育成を推進していきます。	継 続	メンター制度導入やOJT強化等により女性の幹部職員への登用に向けた人材育成を積極的に進め、ロールモデルの早期誕生を実現されたい。

23	市のあらゆる分野における女性職員の登用の推進	(人事課)	
	女性職員の研修参加を推進することにより、新たに求められる課題に対応できる能力を向上させ、企画・立案、決定過程の場への女性職員の参画を促し、あらゆる分野において登用できるよう経験や能力の向上を図ります。また、各種研修を通じ、男女が共に能力を向上させるとともに、性別による固定的な役割分担意識を見直し、各々の能力や適性に応じた職員の配置を行います。	1 女性職員活躍セミナーの実施 令和2年2月19日に、女性の学長である三重短期大学の村井美代子氏を講師に招き、ご自身の体験などを交え、女性職員に自分自身のライフスタイル・働き方を見つめ、意欲的な業務遂行を喚起させることを目的に、「女性職員活躍セミナー」を実施しました。女性職員のみならず、男性職員に対しても参加を促すことで、女性のキャリア形成に関する意識の共有を図りました。受講者：26人（うち女性19人） 2 女性職員の派遣研修 職員の派遣研修においては、女性職員を対象とする自治大学校第1部・第2部特別課程の第38期に2人派遣し、高度で専門的な研修を通じ、政策形成能力や行政管理能力の向上を図りました。この他、自治体国際化協会の海外派遣研修には、応募者の中で女性職員が選出され、令和元年度、令和2年度の2年間、シドニーへ赴任しています。益々国際化する地域社会の市政を推進する上で重要な、英語力・国際感覚を身に付けています。	継 続 女性職員の派遣研修については、評価できるため、引き続き若い頃から性別を問わず、さまざまな職種にチャレンジできるよう、人材登用を進められたい。「女性職員活躍セミナー」では、より多くの女性職員に自身のキャリアを考える機会を提供するとともに、男性職員の女性登用に対する理解を深めるため、内容や開催方法を工夫し、参加促進を図られたい。 特に当事業では、事業22とは異なり、従来、女性あまり就くことがなかった職種への登用（横へのチャレンジ）に向け、積極的に取り組まれたい。
		総務省消防庁の方針に沿って本市消防本部で設定した女性吏員数値目標を達成するため、民間が主催する職業説明会への参加や消防庁ポータルサイトへの消防本部情報の掲載等を県等と連携して行い、消防職員採用試験での女性受験者獲得に向けた取組を進めました。 ・消防吏員を目指す女性をさらに増加するための「学生向け職業説明会」大原法律専門学校及び久居高等学校 ・消防職員採用試験の女性受験者の状況 令和元年（令和2年度採用）：女性受験者1人（合格者0人） 引き続き、PR活動を継続して消防職に対する理解度を促進し、女性受験者数・女性消防吏員の増加に向けた取組を推進するとともに、より実効性の高い事業を検討する必要があります。	(消防総務課) 継 続 市内の学校等へ積極的に情報提供を行い、学生や生徒に直接説明する機会を増やすことで、女性受験者の獲得に努められたい。

基本目標Ⅲ 身近なくらしの場における男女共同参画の推進

⑧ 家庭・地域における男女共同参画の促進

事業名・内容		令和元年度の取組	次年度の方向性	審議会からの意見
24	市民人権講座の充実		(人権課)	
	家庭・地域において、男女共同参画に関することなど、あらゆる人権問題についての理解を深めるため、講座を開催します。	市内全域で計 22 講座を開催する予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、8 講座は開催中止となりました。そのため、14 講座の開催、のべ 539 名の参加にとどまりました。(一部の地域では、平日の夜間や平日以外に実施する等の取組を行いました。) なお、津地域においては、女性の人権について公益財団法人反差別・人権研究所みえ事務局次長の本江優子さんを講師に招き、「わたしらしく生きる」をテーマに講座を開催し、受講者から、「決めつけている自分を反省している、人は学んで変わっていきける事ことに気づけました」「固定的な考えをなくすこと、時代とともに全ての人間が変わっていくべきだ」などの意見をいただき、男女共同参画について考えていただくよい機会となりました。	継 続	今日の社会情勢を踏まえ、女性の人権が脅かされている社会問題やテーマ(例：DV・児童虐待、性別役割分担意識の復活、非正規の雇止めなど)を取り上げ、ネット配信等を活用しながら積極的な講座開催を継続されたい。
25	男性の育児参画の推進		(こども支援課)	
	父親の子育て講座などを開催し、家庭における固定的な性別役割分担意識を見直しながら、男性の育児参画を推進します。	委託事業による親支援教室(ファミリー教室)を、子どもの対象年齢と内容を変えて2回実施し、実績は次のとおりでした。 7/21(日) お父さんと「ふれ愛」ベビーマッサージ 8組 12/8(日) お父さんとあそんでわらって 90分 10組 このような場に自発的に参加することは父親だけでは行動に移しにくいと想定されますが、母親サロンを同時に開催することによって、母親の促しにより家族で会場に出向くことができる状況を作っています。 父親が母親のフォローなしで子どもと接し、同年代の子どもをもつ父親同士で情報交換することにより、子育てに対する興味や自信を引き出すことができました。	継 続	参加者増を目指し、より効果的な広報の方法を工夫し、父親の主体的な育児参画に繋がる取組を進められたい。

26	人権教育講演会の充実		(人権教育課・各教育事務所)	
	市民の人権や男女共同参画に対する理解を深め、人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、一人ひとりが大切にされる社会の実現をめざすため、各地域住民および人権ネットワーク組織と連携しながら地域の課題に対応した啓発講演会を実施します。	【実績】人権教育講演会 65回 5,081人 人権学習会 332回 3,756人 人権教育講演会については、地域の人権課題に合わせたテーマで講演会を行いました。多くの方に参加していただけるよう各事務所単位で、人権教育指導員や人権教育担当者を中心に講演会を計画しました。 人権学習会については、各地域において保護者や成年以上の大人を対象に、ある程度固定化したメンバーで地域の人権課題に応じた学習会を実施することができ、被差別の立場の方の思いを知ることを通して、自分の中の偏見や固定観念について振り返る機会となりました。 人権教育講演会、人権学習会とも、その内容は、各地域の課題に合わせてテーマが設定されています。今後も各地域の課題に応じた学習会の内容にしていくことを大切にしつつ、今日的な人権課題についても学ぶという視点をもちながら、内容をつくっていくことを、教育事務所や人権教育指導員、人権教育担当者とも連携しながら進めていきます。	継 続	男女共同参画の視点に立ったテーマが増えてはいるものの、まだ不十分であるため、同テーマの講演会・学習会が未実施の地域に対しては、人権教育課や各教育事務所から指導し、男女共同参画の視点での開催を実施されたい。 また、開催報告の掲載についても検討されたい。
27	地域力創造セミナーの充実		(生涯学習課)	
	講座を通じて、地域を活性化することや地域おこしの担い手となる人材を育成する地域力創造セミナーの開催を推進します。	市内各公民館では、地域力創造セミナーとして様々な講座を開催しており、その中で、職場復帰を目指す人を支援する講座や、自活能力を高める料理や食育の講座を開催するなど、男女共同参画社会に向けた取り組みを進めました。 女性リーダーの育成を正面にとらえた講座は少ないですが、今後は安濃や芸濃地域で開催されている女性学級の中で、女性の人権や地域学習にも触れるような活動に取り組みたいです。	継 続	引き続き男女共同参画の視点に立ったセミナー開催を継続するとともに、安濃や芸濃地域の女性学級での男女共同参画に関する取組を、生涯学習課が各公民館や講座生と連携し、市内全域へ波及すべく取り組まれたい。

⑨ 防災対策における男女共同参画の促進

事業名・内容		令和元年度の実績	次年度の方向性	審議会からの意見
28	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	(危機管理課)		
	防災会議への女性の参画を促進するなど、さまざまな機会において男女共同参画の視点を取り入れ防災対策を推進します。	津市防災会議における委員 43 名中、女性委員は 8 名で、女性登用率は 18.6%です。現状、女性委員の人数に変動はありません。津市防災会議の構成機関の関係上、女性の登用が限定されますが、引き続き女性の参画が図れるよう努めます。 また、国民保護協議会についても、基本的に国の方針に沿って開催する形となりますが、女性の意見を積極的に取り入れていきます。	継 続	女性の視点に立った防災対策は、令和 2 年 5 月 29 日付で内閣府男女共同参画局長・政策統括官から示された『災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～』のとおり、我が国における喫緊の課題である。 掛川市や鈴鹿市などの先進地事例に倣い、防災会議の構成機関や役職指定の見直しなど、女性委員の積極的登用に向けた方策を検討し、早急に女性委員比率向上に取り組まれない。
29	避難所運営委員会の体制整備	(防災室)		
	男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮された避難所の設置と運営に努めます。避難所運営委員会の構成については、男女共同参画に配慮した体制が築けるように自主防災会などにも呼びかけます。	避難所運営委員会を設置している指定避難所は、172 カ所のうち、59 カ所あります。この内、各避難所運営委員会に 1 人でも女性が配置されている避難所は 31 カ所です。 避難所運営委員会未設置の指定避難所へ同委員会の設置に向けて、避難所運営に係る研修会を行いました。今後は、避難所運営委員会における女性委員の必要性を、各自主防災会長を通じて積極的に働きかけていくことが必要であり、研修会の内容を検討する等、避難所運営に女性の視点を入れられるように検討していきます。	継 続	避難所運営委員会の女性委員が、平成 28 年度から増加していないため、女性を選任できない要因を把握し、各地域へ市が積極的に介入することで、女性委員の増加と避難所運営委員会の設置率向上に努められない。 また、「自主防災組織に関するアンケート」における避難所運営委員会に関する項目は、地域住民への委員会設置への動機づけに繋がるため、今後もアンケート調査を継続されたい。

30	備蓄品の見直し	(防災室)
	避難所にあらかじめ備蓄する物資については、男女のニーズの違いや男女双方の視点にも配慮しながら、計画します。 可能な範囲で公的備蓄の更新及び追加を行い、市民には、防災訓練や防災学習会等で、日頃から自身で必要な物資を準備し、家庭等で備蓄する自助の推進を啓発してきました。 引き続き市民には、日頃から自身で必要な物資を準備し、家庭等で備蓄する自助の推進を啓発していきます。	継 続 公的備蓄品については、女性視点に配慮しながら常に見直しや追加を実施されたい。 特に、新型コロナウイルス感染拡大と性犯罪を防止する観点から、段ボール間仕切りの重点的配置を進められたい。

⑩ 生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実

事業名・内容		令和元年度の取組	次年度の方向性	審議会からの意見
31	相談事業の充実		(男女共同参画室)	
	身の回りのさまざまな問題に対して、相談事業を実施し、弁護士による面談、専門カウンセラーによる電話・面談での相談を受け、適切な対応をします。	市民を対象として夫婦・親子の関係、生き方などのさまざまな問題について無料相談を実施しています。 (1) カウンセラー相談（面談・電話） 女性カウンセラー 2 人／第 1～4 火曜日 13:00～18:00 1 人 50 分 実施回数 46 回 のべ 139 人利用 男性カウンセラー 1 人／第 3 火曜日 10:00～12:00 1 人 50 分 実施回数 12 回 のべ 6 人利用 (2) 弁護士による相談（対象：女性・面談のみ） 弁護士 1 人／第 4 月曜日 10:00～15:00 1 人 30 分 実施回数 10 回 のべ 102 人利用 男性カウンセラー相談の利用者が少ないため、令和 2 年度から有職者でも利用できるよう第 3 金曜日 17:00～19:00 へ開催日時を変更することとしました。	継 続	利用者増に伴う弁護士の増員や、さらに利用しやすい相談システムとしてメール相談の導入など、引き続き、多くの市民にとって利用しやすい相談事業の実施を工夫されたい。

32	女性のための相談事業の充実	(こども支援課)
	女性の身の回りのさまざまな問題に対し、相談員が電話・面接により相談を受け、適切に対応します。また、相談窓口について、広報紙やインターネットなどを活用し、広く市民への周知を図るとともに、各種研修などを通じて相談員の資質向上に努めます。 婦人相談員が対応する相談内容は多岐に渡り、活用すべき施策も多領域に渡ります。相談者の主訴を重視し、また、相談者の置かれている状況を理解するよう努め、できるだけ多くの選択肢から相談者自身が解決の道筋を決められるようにしました。 日頃から、庁内外の関係機関との連携を図り、必要な支援に関する情報収集を行い、相談者自身が解決を図るため、相談者に対するアセスメントや支援方針を検討していく必要があります。 引き続き、三重県主催の研修等に参加し、相談員の資質向上に努めます。 令和元年度女性相談受付実人数 252 人、延べ相談件数 320 件	継 続 新型コロナウイルス感染症の拡大による相談内容の変化や新たなニーズに応えるための準備として、相談員のさらなる資質向上に努められたい。
33	障がい者の自立への支援	(障がい福祉課)
	障がい者個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活および自立への支援を行います。 障がい者個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活が送れるよう、障がい者の利便性確保の観点に立ち、支給用具等については実情に見合った見直しを勧め、適切な支給が行えるよう取り組みを行っています。 また、適切な障がい福祉サービスの確保が図られるよう、利用者のニーズを特定相談支援事業所が聞き取り、その中で適切となる支援の組み合わせについて配慮していきます。	継 続 障がい者の自立支援においては、ジェンダーバイアスや差別偏見が生じないよう男女共同参画の視点を意識した自立支援に努められたい。 また、ハローワーク等の関係機関と連携した就職支援も実施されたい。

34	メンタルヘルス事業の推進		(商業振興労政課)	
	勤務者のメンタルヘルスに係る問題などが増加する中、対策が不十分な中小企業や事業所の相談室には行きづらいなどの声に対応できるよう、専門のカウンセラーによる相談事業を開催します。	毎月第2、第4金曜日の夜間に専門のカウンセラーによる勤労者メンタルヘルス相談事業を実施し、勤労者の悩み相談、ストレス解消等を支援し、勤労者の健康増進を図りました。(R1延べ相談数 34人) 広報津やポスターの掲示によるPRだけでなく、商工会や商工会議所会員宛にチラシを配布したり、事業所訪問の際にも従業員へ案内していただくよう周知しました。	継 続	当事業の利用促進を図るため、新たな広報手段を工夫するとともに、カウンセラーと連携を図りながら、改善すべき点は、事業所へ積極的に助言、指導されたい。 また、外国人就労者への対応にも取り組まれたい。
35	青少年相談活動の充実		(生涯学習課)	
	非行その他の問題行動に悩む保護者や悩みを抱える青少年に対し、津市青少年センターや学校、適応指導教室などにおいて相談を行うとともに、関係機関と連携し適切な援助を行います。	保護者や関係機関からの相談については、学校や放課後児童クラブでの生活に関する相談を行い、助言や関係機関との調整に繋げました。 また、子ども本人からの相談では、相談者の立場に立って傾聴し、相談しやすい環境づくりに取り組み、継続的な相談に対応するなど、子どもたちへの支援を行うことができました。 引き続き、青少年が悩み事を相談できるよう啓発活動に取り組むとともに、積極的に街頭指導も行っています。 R1実績 ①放課後児童クラブでの相談(毎月、放課後児童クラブを訪問し、懇談実施) 放課後児童クラブの運営に関する悩み事、特別な支援を必要とするお子さんへの接し方、保護者と運営者との関係、子どもの居場所・いじめに関する相談等 50件程度 ②青少年の悩み事相談 いじめ関係、高校生の男女交際関係、学校になじめない子どもの相談、非行関係、家族関係等 33件	継 続	ジェンダーに係る事例は、可能な限り審議会への情報提供を求めるとともに、学校に馴染めない青少年であっても相談可能な事業展開を図られたい。

⑪ 男女の生涯にわたる学習の場の提供

事業名・内容		令和元年度の取組	次年度の方向性	審議会からの意見
36	男女共同参画に関する講義科目の充実		(大学総務課)	
	男女共同参画意識を育てるために、男女共同参画に関する講義科目を充実させるとともに、政治・経済・社会における男女共同参画社会の在り方の教育・研究を進めます。	本学では、今年度も「ジェンダー論」「差別と人権」を開設しております。「ジェンダー論」は、社会生活においてジェンダーに関心を持つことを目的とした授業となっており、学生の講義内容に対する関心が非常に高い講義となっています。 また、「差別と人権」では、人権の歴史的な形成経過を学び、現代社会での生存権や労働権教育権をめぐる人権の実態について検討する内容となっており、こちらも関心の高い講義です。これら2講義については継続しつつ、今後は幅広い人権についての教育が行えるよう取り組んでいきたいと思ひます。	継 続	男女共同参画に関する講義科目を充実するため、男女共同参画担当の専任教員の配置を進めることで、大学全体としても男女共同参画に向けた意識向上に努められたい。

⑫ 男女の生涯にわたる健康の支援

事業名・内容		令和元年度の取組	次年度の方向性	審議会からの意見
37	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を促進する意識啓発		(男女共同参画室)	
	性と生殖に関する健康と権利についての理解の普及に努めます。また、女性が安心して妊娠・出産・育児期を過ごすことができるよう、母子保健サービスを提供します。	6月29日に開催した三重県内男女共同参画連携映画祭では、フレンテみえから借用したリプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発パネルを展示し、来場者へ啓発を行いました。 今後も機会を捉え、啓発を継続し、若年層へ向けた啓発についても効果的な方法を探っていきたくと思ひます。	継 続	リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、言葉としての馴染みが少ないが、引き続き、具体的事例を交えながら機会をとらえて啓発に努められたい。 特に、事業39と連携し、若年層の発達段階に応じた小中学校の教育現場における教育や啓発についても検討されたい。

		(健康づくり課)	
	10 カ所の保健センターにて、妊婦が安心して妊婦・出産・育児ができるよう、保健師等が妊娠、出産、育児期の相談に応じながら、母子健康手帳を交付し、交付時には、妊婦の母体の健康維持、感染防止、メンタルヘルスに係る情報提供を行いました。 また、母子健康手帳交付時に、妊娠、出産、育児に向けて必要な支援ができるよう妊婦さんへ応援プランを作成し、さらに、継続して支援が必要な対象者には、支援計画を立て、関係機関と連携を取りながら、出産後の育児がスムーズに行えるよう継続支援しました。 また、妊婦教室、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康相談、離乳食教室、産後ケア事業を実施し、育児支援を行いました。	継 続	リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、一般的に認知度が低いため、母子保健サービスにおける啓発及び男性の理解を深めるための啓発を積極的に進められたい。
38	男女の生涯にわたる健康の保持・促進 乳幼児期から高齢者まですべての世代におよぶ切れ目のない健康づくりを行います。 津市第3次健康づくり計画に基づき、妊娠期から高齢期まで各世代に応じた10分野「食生活・栄養」「運動」「たばこ」「アルコール」「歯とお口の健康」「生活習慣病・がん」「休養・こころ」「仲間づくり」「感染症・熱中症」「災害の備え」における取組を行っています。 広報やホームページ、リーフレットを活用した健康情報の提供や、健康教室、健康相談、健康診査を行うことで、生涯にわたり健康的な生活習慣が送れるよう支援しています。 また、健康づくりの取組に対して健康ポイントを付与する「津市健康マイレージ事業」や津市健康づくり実践企業に登録している企業に対しての健康教育・健康情報の提供を通じてがん検診受診率向上等に向けて取り組んでいます。	継 続	がん検診の受診率向上に向け、データ分析に基づくきめ細やかな取組を行っていることは評価できる。引き続き、乳幼児から高齢者まですべての世代における健康保持・促進に努められたい。

		(保険医療助成課)	
	特定健診の受診率向上対策として、引き続き、非課税世帯の無料化、健診実施期間の延長、土日の実施、出前健診、特定健康診査以外での健診結果データ受領を行いました。また、今年度より勧奨効果の高かった勧奨通知の送付を1回から2回に増やし、未受診者を対象に7月上旬に発送(23,440通)、9月下旬には受診率の低い40～65歳の過去に定期的な受診歴がある人にも発送(29,687通)しました。また、国保加入者が多い65歳の人を対象に、電話(91件)による勧奨を実施しました。さらに、健診受診率の低い地区への訪問(170件)による勧奨を実施しました。今後も、より効果的な健診啓発や受診勧奨を実施し、受診率向上をめざします。	継 続	引き続き特定健診の受診率向上に向け、さまざまな機会をとらえ、積極的な啓発に取り組まれない。
39	学校における健康教育の推進	(教育研究支援課)	
	児童・生徒の発育、発達段階に応じた正しい性に関する指導や疾病予防、がん教育などを推進するため、健康教育を行います。 性に関する指導に関しては、小学低学年では生活科で赤ちゃん人形を用いて命の大切さを学習し、5、6年生では保健の授業で第二次性徴を学習するなど、学年に応じて指導しています。中学校では、保健の授業で性について学習に加え、産婦人科医や助産師など専門家を講師に招き、性に関する正しい知識、妊娠、出産、子育てなど将来のライフプラン等について学ぶ思春期ライフプラン教育を実施しました。 疾病予防に関しては、小学校高学年や中学校の保健の授業で、各校学習指導要領に基づき行っています。がん教育に関しては、がん専門医やがん経験者の方にゲストティーチャーとして、話をしていただいた学校もあります。 加えて昨年に引き続き、県教育委員会と共催で、東京女子医科大学教授(林和彦先生)を招き、研修会と公開授業を開催しました。自分ががんになったときにどう考えるか、家族ががんになったときにどう支えていくのか、男女分け隔てなく家族の一員として何をしていくのかを考える機会となりました。 今後も、保護者や関係機関、学校医等とこれまで以上に連携を図りながら、各校の実態に即した健康教育を推進していけるよう継続して取組を進めていきます。	継 続	性に関する指導については、事業37と連携し、子ども自身が適切に判断できるよう、心身の発達段階に応じた教育を実施されたい。 また、講師選定に当たっては、同じ講師ではなく、幅広い講師を選定されたい。

基本目標Ⅳ 人権が尊重される環境の整備

⑬ DV 防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実

事業名・内容		令和元年度の取組	次年度の方向性	審議会からの意見
40	DV防止に関する啓発の実施		(男女共同参画室)	
	各種イベントや講座などを通じて、DV防止に向けた啓発に努めます。	女性に対する暴力をなくす運動のスタートに合わせ、11月12日の通勤・通学時間に津駅にて県や市こども支援課とともに同運動の街頭啓発を行いました。また、2月28日に、みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」連携機関研修へカウンセラー相談員及び市担当職員が参加し、性暴力被害の実態とその対応やトラウマからの回復について知識を習得しました。 今後も引き続き、機会を捉えて関係部署と連携しながらDV防止に向けた啓発と知識の向上に努めていきます。	継続	新型コロナウイルスの流行により外出自粛等が行われ、在宅時間が増加し、DVの急増が社会的課題となっている。 今回の社会情勢の変化から得た知識を関係部署で共有し、あらゆる層に対するDV防止教育・啓発に向け、さらに積極的に取り組まれない。
41	DV防止のための活動と被害者などの支援		(こども支援課)	
	周囲の人が早期発見できるよう、教育機関、保健所及び福祉関係窓口、医療機関などとの協力体制づくりに努めるとともに、庁内の関係部署や県女性相談所、警察などの関係機関との連携により、DV被害者および同伴児童などの緊急時における安全確保および一時保護を行います。また、被害者の自立に向けて、各種制度の利用方法などの情報提供、助言その他の援助を行います。	庁内関係部署や警察等と連携し、DV被害者が本市の女性相談につながるよう取り組みました。あらゆる立場の女性に向けた支援の検討を心掛け、障がいを持つ被害女性については、障がい特性に応じた支援体制の検討を行い、外国人女性については、通訳等を通じて本人の支援の方向性等を確認することが重要となる等、庁内外の関係機関と連携しながら、安全確保やその後の自立に向けた支援を実施しました。 今後、活用できる社会資源に関し、さらなる情報収集に努めるとともに、DVと児童虐待対応の連携について適切に実施していきます。 (R1実績) 相談件数 79件 (実人数 49人) 一時保護 4件 (H30実績) 相談件数 47件 (実人数 27人) 一時保護 2件 (H29実績) 相談件数 31件 (実人数 21人) 一時保護 2件	継続	DVの相談の増加は、相談場所の周知や相談員の努力により、従来、潜在的であったDVが顕在化してきた結果として評価する。 一方で、それだけ困難を抱える人が存在することを認識し、DV防止に向け、関係部署と情報共有し、支援充実と取組強化を図られたい。 また、加害者に対する取組についても、今後の検討課題とされたい。

42	津市児童虐待防止等ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の推進		（こども支援課）	
	津市児童虐待防止等ネットワーク会議の円滑な運営を行います。関係機関とのネットワークづくりを進め、DVや児童虐待の対応から、予防への重層的な支援ができるよう仕組みづくりを進めます。	津市児童虐待等防止ネットワーク会議代表者会議を10月に開催し、津市の現状に係る情報共有を行うとともに、三重県児童相談センターから講師を招き、「児童虐待の現状と今後の方向」と題した研修会を実施し、虐待対応について理解を深めました。 個別ケースの総合的な把握、情報交換や支援の方策を策定するため、中勢児童相談所や警察署との実務者会議を定期的に行うとともに、支援方策を実践するため、必要に応じて学校等の関係機関とケース会議を実施しています。 引き続き、関係機関、団体等の連携を強化し、要保護児童等への適切な対応及び家庭への支援を図ります。	継 続	ネットワーク会議については、引き続き実務者会議やケース会議を効果的に開催し、関係機関との情報共有を図り、緊急時に即座に対応できるよう連携強化を図りたい。
43	児童虐待防止および要保護児童への支援		（こども支援課）	
	DVや児童虐待に関する相談および要保護児童への支援を児童相談所などの関係機関と連携し、適切なタイミングで適切な支援ができるように努めます。	家庭児童相談の第一義的な窓口として、様々な相談や通告を受け、必要に応じて児童相談所へつなげるなど、児童の安全を最優先に迅速かつ適切な対応に努めました。 児童虐待の対応については、市が最初の相談窓口として状況の確認を行い、児童相談所と協議しながら支援方針を整理し、関係機関と連携して支援を行いました。 全国的に虐待通告件数が増加する中、児童相談所、警察署、津市こども支援課による実務者会議を継続して開催する等、引き続き関係機関と情報共有を進めるとともに、連携強化を図り、児童虐待防止に努めます。 （R1実績）相談件数 814 件、虐待通告件数 232 件、保護対象児童のべ 84 人	継 続	新型コロナウイルスの流行による社会情勢の変化から児童虐待が急増している。 また、年度をまたぐ休校措置等により児童と担任教員との人間関係の不形成等により、虐待が発見しづらくなっていることから、地域住民の協力等も得ながら、児童虐待防止に向けた対策と対応強化に、早急かつ積極的に取り組まれない。

⑭ あらゆるハラスメントの防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実

事業名・内容	令和元年度の実施	次年度の方向性	審議会からの意見
44 市職員におけるあらゆるハラスメントの問題に対する周知徹底および相談の実施 市職員におけるあらゆるハラスメントの問題に対して、その防止のために各所属に対しての周知徹底を行うとともに、引き続き相談窓口を設け相談などに適切に対処します。	市職員におけるセクシュアル・ハラスメント等の問題に対して、人事課が相談窓口となり、相談を受ける場合は人事課長が直接面談を行い、相談案件によっては、女性職員が対応することとしている。 また、当事者からの相談以外にも、周囲の職員からの相談や情報を聞くことができる体制を整えており、こうした体制を全職員へ周知しています。 さらに、従来から継続して研修を実施しており、令和元年度は、新任担当主幹級職員 39 人及び新任担当副主幹級職員 47 人に対して、ハラスメントに係る研修を行い、各種ハラスメントに対する防止意識の向上に努めました。委員会の設置に関しては、現時点では設置を行っていないものの、他市の状況等を照会するなど、今後、調査を検討します。	(人事課) 継 続	ここ数年、相談実績なしとの報告が続いていることは、相談窓口の周知不足や窓口が利用しづらいこと等が要因として考えられる。 「女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、職場におけるパワハラ防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが義務化された。 市においては、民間事業者の模範としてハラスメント防止対策委員会および事実調査委員会の早期設置が求められる。そして、問題を未然に防ぐために第三者機関の活用も視野に入れ、相談者が安心して気軽に相談でき、相談者の意思が尊重される相談体制の構築を図られたい。 また、職員に向けたハラスメントの啓発は、一過性の職員研修として終わらせることなく、全職員が丸となったハラスメントを許さない組織づくりに努められたい。

45	職場などにおけるあらゆるハラスメントに対する防止対策の実施	(人権課)	
	職場などにおけるあらゆるハラスメントの防止に関するチラシの配布やポスターの掲示などによる啓発を行います。また、トラブルの解決を援助する相談機関を紹介します。	人権課、男女共同参画室、商業労政振興課と各総合支所が連携し、市内 30 事業所を訪問し、面談にて企業に求められる社会的責任（CSR）への取組や従業員の公正採用、働きやすい職場環境、外国人や障がい者の雇用、LGBT（性的マイノリティ）への取組などについて意識啓発を図るとともに、男女共同参画の視点から女性の管理職登用やワーク・ライフ・バランスなどの啓発を行いました。 なお、企業としてハラスメント対策や女性の活躍推進の取組などについて、アンケート形式で聞き取り、職場におけるセクハラ防止対策や相談しやすい相談体制の確立について、取り組んでいただくよう依頼しました。	継 続 市内事業所におけるあらゆるハラスメント相談の件数や内容について情報収集を行うなど、市としても事業者の状況を把握する必要がある。 そして、その調査結果を市内事業所へフィードバックする等の手段を講じることで、市内事業所におけるハラスメント防止効果を高められたい。
		(男女共同参画室)	
	11 月 12 日～25 日（2 週間）の女性に対する暴力をなくす運動のスタートに合わせ、11 月 12 日の通勤・通学時間に津駅にて県や市こども支援課とともに同運動の街頭啓発を行いました。また、市窓口でもポスターやチラシの掲示・配布を行いました。 また、事業所訪問時には、パワハラ・セクハラ等の防止対策が強化され、事業主の義務として対策が必要となることを啓発しました。 今後も引き続き、機会を捉えて関係部署を連携しながら DV 防止に向けた啓発と知識の向上に努めてまいります。		継 続 令和 2 年 6 月に施行されたパワーハラスメント対策の義務化を市内事業者へ広く周知するとともに、パワハラ防止対策に係る事業者の取組状況を継続的に確認されたい。 また、従来、啓発機会が少なかった第一次産業の事業者等へも視野を広げ、さまざまな業種へ啓発が行き渡るよう改善されたい。

			(商業振興労政課)	
		職場の労働問題に対する啓発や、労働相談に関するポスター、チラシ、リーフレット等について、商業振興課窓口及び津リージョンプラザ1階に配架し、啓発に努めました。 また、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等を含め、職場でのトラブルや労働条件等に関し相談できる窓口として、県機関である三重県労働相談室を案内しました。	継 続	令和2年6月に施行されたパワーハラスメント対策の義務化を市内事業者へ広く周知するとともに、パワハラ防止対策に係る事業者の取組状況を継続的に確認されたい。 また、商業振興労政課への相談窓口設置や受付ガイドラインの作成等により、より丁寧な対応に努められたい。
46	教職員などにおけるあらゆるハラスメントに対する防止対策の実施		(学校教育課)	
	教職員などにおけるあらゆるハラスメントの防止に関して、管理職の研修において啓発したり、職場における意識の改革を図るセミナーへの参画を促します。また、啓発リーフレットの配布などを通じ、セクシュアル・ハラスメント防止の周知・徹底を図ります。	これまでの取組により、職員にはハラスメントについて一定の理解がなされたものと思われませんが、ここ数年、職員の入れ替わりも大きいことから、今後も継続した啓発活動をし、ハラスメントを許さない組織づくりを進める必要があると考えます。校長会や管理職研修等の機会に、マニュアルを活用した周知や、知識の習得だけでなくケーススタディなど具体的で実践的な研修など、職員の意識及び職場全体としてハラスメントを許さない意識が高まるよう啓発に取り組みます。 また、ハラスメントについては、被害者を出さないこと、万が一、被害者があった場合に、被害者が相談や訴えができる環境づくりも大切であることから、さらに子どもと職員の間や職員間においても、日頃から何でも相談しあえる関係をつくることで、ハラスメントを生み出さない、見逃さない職場づくりに引き続き努めます。	継 続	学校現場におけるハラスメントは、男性と女性、上司と部下、教師と生徒・児童、先輩と後輩等、さまざまな関係において生じる可能性があるため、被害者が相談しやすい環境づくりとハラスメントを軸とした人権研修・人権教育を実施されたい。 また、学校現場における独自のハラスメント対応マニュアルの作成・配布についても検討されたい。

⑮ 幼児期からの人権尊重と男女共同参画の理解の促進

事業名・内容		令和元年度の取組	次年度の方向性	審議会からの意見
47	幼児期からの男女共同参画の学習機会の充実		(子育て推進課)	
	幼稚園、保育園、こども園などにおける日々の教育・保育の中で、一人ひとりの個性を十分に尊重し、各人の能力を発揮することができるような指導に努め、幼児期からの男女共同参画の学習の機会の充実を図ります。	保育園・こども園の保護者も職員も互いに働きながら育児や介護を両立している立場であることから、男女に関わらず、家庭を大切にできるような職場の雰囲気や大事にしています。職場の中で自分が尊重されることが、一人一人を大切にする保育につながると思われるため、各園でそれぞれに相手を否定せず、思いを受け止められるよう努めています。男女共同参画については、職員を対象とした動画視聴研修の機会を活用し、職員がそれぞれに視聴後の気づきを職場で活かすようにしています。	継続	相手を否定せず思いを受け止める取組は評価できる。 男女共同参画研修では、職員間で意見交換を行い、研修で得た気づきを今後の保育や保護者対応へ生かし、幼児期からの男女共同参画に係る学習機会の充実に努められたい。
		各幼稚園において、教師は子どもとの温かな人間関係を築き、子どもが安心して園生活を送れるよう配慮・援助するとともに、家庭や地域と連携し、子どもの育ちや生活背景などの情報共有を行うことで、子ども一人一人の思いや個性を大切に保育の充実を図ることに努めました。 また、各園の職員で男女共同参画の視点から、日々の保育を振り返る機会を持つことで、より意識を高める機会としました。さらに、人権に関する研修などを実施することで学びを深めたり、地域や保護者の啓発につなげました。 また、引き続き地域の方のお力をお借りし、各園で、ゲストティーチャーや家庭教育支援講座など、地域の方や異世代との交流、命の大切さや多様性について学ぶ機会を設けることで、幼児期から様々な価値観に触れる実体験の場を設けました。	継続	教育・保育においては、幼児期の経験が、個人の男女共同参画に係る意識の基礎を形成することを十分理解し、日頃から一人一人の個性を尊重し、各人の能力を発揮できるような指導を進められたい。

48	児童福祉施設における男女共同参画意識づくりの推進		(子育て推進課)	
	保育士および施設管理者において男女共同参画意識づくりについて働きかけます。	これまでは園長・主任が全員女性であったため、どちらかというと女性目線で職場の体制づくりを進めていましたが、令和元年度に男性の主任保育士が配属されたことから、津市全体の保育現場の中でも男性の意見が出しやすくなってきていると思います。ただ、まだまだ男性保育士・保育教諭は少数派であることは確かなため、職場で意識して意見を取り入れていく必要があると思います。 子育て推進課では、民間団体からの依頼を受けて保育園・こども園の保護者や職員にLGBTを知ってもらうためにポスターを掲示したり、ある地域の学校区では、現在在籍している生徒の為に、保幼小中の職員がLGBTについて学ぶ機会をもっています。引き続き職員の意識の向上に努めていきます。	継 続	女性が多い児童福祉施設においては、男性にとっても働きやすい職場環境を整備し、LGBTに限らず、広くジェンダーバイアスに関する指導助言ができる職員を育成されたい。 そして、日常生活や進路選択に関しては、子どもたちが男女共同参画の意識を持って成長できるよう、指導者一人一人の支援と指導を実施されたい。
49	男女共同参画の視点に立った進路指導・生徒指導の推進		(教育研究支援課)	
	中学生を対象に職場体験、ボランティア体験など将来の進路にかかわる体験活動を積極的に実施し、望ましい職業観や勤労観を養い、主体的な進路選択能力の育成を図るとともに、男女が共に家庭や地域における生活に参画していくという観点から、必要な知識と技術の修得ができるよう学習内容の充実を図ります。また、一人ひとりの個性を十分に尊重し、各人の持つ能力を発揮することができるような進路指導・生徒指導に努めます。	本年度も、すべての中学校・義務教育学校において、地域の事業所の協力を得て、職場体験学習を実施しました。事前・事後学習では、様々な業種や働くことの意義等を学び、生徒たちの興味・関心をもとに、体験先を決定したり、ゲストティーチャーを招いての職業講話から職業観を学ぶなどの取組を行いました。 職場体験当日の各職場においては、保育園や幼稚園の仕事を男子生徒が体験する等、性別に関係なく仕事を体験させていただいています。 職場体験学習は生徒のキャリア形成に非常に有意義な活動であるため、今後も取り組みを継続していきます。	継 続	中学生を対象とした職場体験学習の効果を検証するため、その後のキャリアへ与えた影響を調査されたい。 また、教育委員会や教員は、教育現場や進路保障のステージにおいて女性の人権が守られていない現状があることを理解し、生徒指導に生かせるよう、きめ細やかな研究をされたい。

50	人権出前講座の充実	(人権教育課)	
	保護者や地域住民の人権意識の基盤づくりを意識し、男女共同参画などの視点も含めた、主体的に学ぶことのできる人権研修会を実施し、一人ひとりが大切にされ自分が自分らしく生きられる社会について参加者が、学び合い、深まる機会をつくります。 【実績】人権問題を考える小集会 開催数 86 回 参加者 2,712 人 地域における人権意識の高揚を図るため、地域住民を対象に公民館等での人権出前講座の実施や、市民活動団体と連携し、園児と保護者を対象とした人権人形劇の公演等を実施しました。内容は、「それって本当に正しいの」や「みんなと同じじゃないとだめですか」などをテーマにし、ワークショップといった手法を用いたりすることで、受け身的な研修から、自らの気づきや学びを出し合うことにこだわったものにするこ ことで、参加者が主体的に学ぶ場になりつつあります。 今後は、その参加者から知り合いへの声掛けなど、新たに参加者を増やしていく方法を検討していきます。	継 続	人権出前講座は良い取組ではあるが、男女共同参画に的を絞った講座をさらに充実されたい。
51	人権教育ステップアップ事業の実施	(人権教育課)	
	人権感覚あふれる園・学校づくりを推進していくために、教職員を対象に男女共同参画をはじめとする人権教育に関するさまざまな講座を開設し、教職員の実践力の育成を図ります。 開設講座】10 講座 「多様な性のあり方にかかわる講座」「障がい者の人権にかかわる講座」「部落史講座」「ワークショップを使った人権学習講座」「つながる力を育てる講座」「外国につながる児童生徒教育講座」「生活綴り方講座」「人権教育基礎講座」「人権保育講座」「子どもの人権にかかわる講座」 子どもを取り巻く人権課題が多様化していることや急速に進む教職員の世代交代を踏まえ、人権教育推進の要となる教職員一人ひとりの人権意識を高め、実践力を培うためにテーマ別の講座を開設しました。 なお、学校現場ではジェンダーに対する取組が進められていますが、子どもたちが出ていく社会にはまだまだ女性が厳しい状況にある現実を教職員が知ることは必要であることから、次年度は、「女性の人権」を切り口にした講座を開設します。	継 続	「女性の人権」を切り口とした講座の新設は効果が期待できるが、隔年開催では教員の意識改革が十分とは思えないため、毎年開催とし、受講を必須とされたい。 また、男女共同参画には、多様な側面があることから、新しいテーマ設定についても研究されたい。

基本目標Ⅴ 男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化

⑯ 男女共同参画推進のための連携体制づくり

事業名・内容		令和元年度の実績	次年度の方向性	審議会からの意見
52	三重県男女共同参画センターなどの活用	(男女共同参画室)		
	男女共同参画に関する各種講座への参加促進および施設の活用を図ります。	三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」で開催する事業のパンフレットやチラシを、随時、窓口へ設置し、市民へ情報提供しています。また、10月に市ホームページから県ダイバーシティ社会推進課男女共同参画班及びフレンテみえのホームページへリンクを追加しました。 6月2日のフレンテまつりでは、津市男女共同参画フォーラム実行委員会が男女共同参画啓発紙芝居を上演した他、県やフレンテが主催する担当者向け研修会などへ職員が参加し、他市町との情報交換や知識習得に努めました。今後も引き続き、三重県やフレンテみえと連携を取りながら、各種事業を開催していきます。	継続	引き続き三重県男女共同参画センターが行うフレンテトークや各種講座の情報発信を行い、同センターの活用を進めるとともに、他市町から得た有益な情報や取組を全庁的に共有し、市の男女共同参画推進に生かされたい。 また、市の男女共同参画の推進を目指し、三重県男女共同参画センターとの役割分担を明確にした上で、市独自の男女共同参画センターの整備を実現されたい。
53	男女共同参画推進団体などへの支援	(男女共同参画室)		
	男女共同参画を推進している各種団体を支援するとともに、地域における男女共同参画の促進を図ります。	11月9日に開催した津市男女共同参画フォーラムにて、男女共同参画を推進する各種団体の展示や取組紹介を行いました。 また、男女共同参画情報紙「つばさ」28号では、「地域でキラめく人みいつけた」のコーナーで地域で活躍する活動団体として「男女共同参画フォーラム実行委員会」を紹介しました。 今後も機会を捉えて、男女共同参画推進団体を紹介し、市民に向けて男女共同参画に関する意識をより高めるための啓発をしながら、男女共同参画の意識を持って地域で活躍する人材の発掘にも努めていきます。	継続	男女共同参画の視点を持った市民団体や人材の発掘を行い、ネットワーク化を進めるとともに、若年層をターゲットとした新たなグループの立ち上げについても検討されたい。さらに、発掘した人材を積極的に活用するため男女共同参画関連団体・人材リストを作成し、全庁的に研修講師や附属機関の委員などとして有効活用できるよう情報共有を図られたい。

54	関係機関・事業所・各種団体との連携による啓発の推進	(男女共同参画室)	
	三重労働局など関係機関および各種団体と連携し、男女共同参画に関連した情報交換や、事業所などにおけるチラシ、ポスターなどの掲示による男女共同参画に関する啓発を行います。	三重県内男女共同参画連携映画祭では、県内5つのセンターと20市町が連携して映画を通じ、男女共同参画を身近に感じていただくための事業を実施しました。 また、事業所訪問では、人権課、商業振興労政課、各総合支所と連携し、市内30事業所を訪問し、男女共同参画情報紙や事業チラシを渡し、従業員への啓発をお願いしました。 11月の男女共同参画フォーラム、1月～2月に実施した「女性のための就職応援セミナー」は、三重労働局の後援を受けて実施しており、参加者や事業内容に応じ、参加者へ労働局等の資料提供を行いました。 2月7日には、津公共職業安定所と市の主催により開催した「ジョブホームタウン（企業説明会）」にて、女性のための就職コーナーを託児付きで実施しました。 今後も、三重労働局や関係機関等から情報を収集し、積極的に啓発していきます。	継 続 さまざまな機会を捉えた企業啓発や情報提供、女性のための就職相談会などの工夫を凝らした取組は評価できる。今後も積極的な取組を継続されたい。
		(商業振興労政課)	
		平成30年8月に、三重労働局と津市の間で「雇用対策協定」を締結し、本市における雇用、労働に係る課題に関し、協力、連携して取り組んでいく体制を整備しました。 その体制の中で、事業所における男女共同参画に関する啓発に関しても取り組んでいくこととし、令和元年10月にハローワーク津と共同で企業訪問を行い、男女共同参画も含めた雇用、労働に関する啓発を実施しました。	継 続 男女共同参画室と連携して事業所や従業員への効果的な啓発に努めるとともに、雇用対策に関しては、労働局、県等の関係機関との定期的な情報交換により最新情報を収集し、積極的に啓発されたい。

⑪ 市内事業所・働く場への男女共同参画の啓発強化

事業名・内容		令和元年度の実績	次年度の方向性	審議会からの意見
55	事業所訪問による啓発 関係課（室）が連携して市内事業所を訪問し、人権尊重、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、女性管理職の登用、ハラスメントなどについての意識啓発を図ります。	男女共同参画室、商業振興労政課、各総合支所と連携し、市内 30 事業所を企業訪問し、面談にてCSRの取組や従業員の公正採用、働きやすい職場環境、外国人や障がい者の雇用、LGBT（性的マイノリティ）への取組などについて意識啓発を図るとともに、男女共同参画の視点から女性の管理職登用やワーク・ライフ・バランスなどの啓発を行いました。なお、企業としてハラスメント対策や女性の活躍推進についての取組など、アンケート形式で聞き取りを行いながら、職場におけるセクハラ防止対策や相談しやすい相談体制の確立について、取り組んでいただくよう依頼しました。	継 続	短時間の事業所訪問では、事前に強調して伝えたいテーマを設定したり、複数グループでより多くの事業所を訪問するなど、効果的な方法を工夫しながら、引き続き市内事業所に向けた啓発を進められたい。
			（男女共同参画室）	
		人権課、商業振興労政課、各総合支所と連携して市内事業所を 30 社訪問し、人権尊重、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス等について啓発を行いました。アンケートでは、昨年度同様に、休業時の人材確保を課題として挙げる事業所が多く見られましたが、中には、将来を見据えて女性事務員にも天井クレーン操縦資格取得を勧めている製造業者もありました。また、6月12日には、中勢北部サイエンスシティ発展協議会通常総会(66社参加)へ参加し、人権課と男女共同参画室の取組について概要説明を行いました。	継 続	女性活躍推進のモデル的な取組や、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む事業所を広く周知するとともに、複数事業所が集まる場での啓発や個別事業所訪問等により、より効果的な啓発が行えるよう引き続き取り組まれたい。
			（商業振興労政課）	
		人権課、男女共同参画室、各総合支所等と連携し、事業所訪問（30社）を行いました。その中で、障がい者雇用や市の制度周知などの周知と合わせ、人権尊重や男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス等に係る意識啓発を行いました。	継 続	複数事業所が集まる場での啓発や個別事業所訪問等により、より効果的な啓発が行えるよう引き続き取り組まれたい。また、取組内容の記述がおざなりであるため、今後は、丁寧かつ詳細な記述に努められたい。

56	就業条件向上の啓発	(商業振興労政課)
	最低賃金の順守など、就業条件に係る情報に関し、広報紙への掲載や事業所訪問などを通じて啓発することにより、就業条件の向上を図ります。 最低賃金については、改定の際に、広報津への掲載や商業振興労政課窓口へのポスター掲示などにより、啓発を行いました。 また、働き方改革関連法の内容について、厚生労働省が作成した働き方改革関連法に関するハンドブックを窓口等に配架したほか、年次有給休暇の取得促進に向けたポスターの掲示など、就労条件に係る情報の発信に努めました。	継 続 最低賃金や就労条件に係る情報発信が、紙媒体の資料配布や掲示のみにとどまっているため、事業所訪問による啓発を行われない。 また、毎年の最低賃金改定については、周知を継続されたい。

⑱ 庁内における推進体制の強化

事業名・内容		令和元年度の取組	次年度の 方向性	審議会からの意見
57	津市職員男女共同参画研修会の充実		(男女共同参画室)	
	男女共同参画に関する職員の意識の高揚と庁内の推進体制の充実を図ることを目的に、人事課と男女共同参画室の共催による職員研修会を開催します。	男女共同参画週間に合わせ、自席での動画視聴研修を実施しました。 期間：6月24日（月）～7月23日（火） 対象：全職員（臨時職員等を含む約4,000人対象） 内容：「WLBが必要な社会背景 人口構造から見るゲームチェンジの必要性」（約15分動画） アンケート回答数：2,408枚 ・過去に例がないほど多くの職員が受講でき、これまで研修機会が少なかった臨時職員等からは高評価をいただきましたが、一方で、窓口担当部署では、時間中の視聴は困難などの意見もありました。 ・動画内容に加え、新たな方法で実施したことで、業務削減や時間の有効活用等を効率よく学び、職員の意識改革を図ることができました。	継 続	動画視聴研修は受講者にとって参加しやすく有効な手段として評価できる。 今後も効果的な研修方法や男女共同参画に関する幅広いテーマを厳選し、男女共同意識の高揚に繋がるような研修を工夫し、継続して実施されたい。 今後、新型コロナウイルス感染防止の観点からも、動画視聴研修の需要が増すと考えられるため、さらに効果的な研修スタイルを引き続き模索されたい。

		(人事課)	
	1 女性職員活躍セミナーの実施 講師：三重短期大学学長 村井美代子氏 日時：令和2年2月19日（水） 受講者：26人（うち女性職員19人） 今年度は、女性職員のキャリア形成について、ご自身の体験などを交え、女性職員が自分自身のライフスタイル・働き方を見つめ、意欲的に業務を遂行する糸口とすることを目的として実施し、女性職員だけでなく男性職員も受講することにより、意識の共有を図りました。 2 女性職員の派遣研修 職員の派遣研修においては、女性職員を対象とする自治大学校第1部・第2部特別課程の第38期に2人派遣し、高度で専門的な研修を通じ、政策形成能力や行政管理能力の向上を図りました。この他、自治体国際化協会の海外派遣研修には、応募者の中で女性職員が選出され、令和元年度、令和2年度の2年間、シドニーへ赴任しています。益々国際化する地域社会の市政を推進する上で重要な、英語力・国際感覚を身に付けています。	継 続	女性職員活躍セミナーの受講者が少なかったことは残念である。今後は、動画研修等を取り入れ、より多くの参加を促すとともに、次世代女性リーダーの育成を目指す取組も継続されたい。

⑬ 市民への啓発と協働の促進

事業名・内容		令和元年度の実績	次年度の方針	審議会からの意見
58	市の作成する広報紙・刊行物の表現に対する配慮の徹底	(全庁・広報課)		
	各課（室）において広報紙・刊行物を作成する上で、男女共同参画推進条例および人権が尊重される津市をつくる条例の理念を踏まえ、市職員一人ひとりが差別的および暴力的行為を容認したり、助長したりする表現にならないよう、自己チェックに努め、市民の男女共同参画に対する正しい理解を促進します。	広報津等について、掲載内容の確認を行い、不適切と思われる表現等があった場合は、担当部署と協議し適切な表現に改めました。また、写真やイラストを使用する際にも、不適切なものが使用されることのないよう、十分に協議を行いました。 さらに広報課が制作する市勢要覧などの発行に際しても、不適切な表現とならないよう、課内で十分議論を行い制作しました。 引き続き、広報津や各所管が発行する刊行物において、新聞記者等が使用している記者ハンドブックの最新版に基づき、表現への配慮、チェックを複数の職員で行うとともに、写真やイラストについても不適切なものが使用されることのないよう複数の職員で確認し、市民の男女共同参画に対する正しい理解を促進します。	継 続	多くの市民が目にする広報誌や市の刊行物は、市民のジェンダー感覚を左右していることを認識し、表現方法には細心の注意を払う必要がある。 不適切な表現の再発防止には、複数の職員によるチェック体制を有効に機能させるとともに、誤った表現例を、全庁的に共有しながら職員のジェンダー意識の向上に努められたい。
59	男女共同参画に関する図書などによる情報提供	(市民交流課)		
	男女共同参画に関する学習・活動の参考となる図書コーナーを市民センターなどに設置するとともに、市民活動センターのホームページなどを活用し、男女共同参画に関する情報提供を行います。	指定管理者である各市民センター運営委員会の予算上の制約もある中で、図書の新規購入は課題である。図書コーナーの利用を促進するためにも、ポスターの掲示を行い、市民への啓発を図ります。	継 続	予算確保により、男女共同参画関連図書や Web 教材の継続購入が求められるが、予算確保が困難であれば、関連図書リストの提供等も検討されたい。 また、男女共同参画室と積極的に情報交換を行い、必要な情報、啓発物等を集め、各市民センターを通じて市民へ提供するなど啓発に努められたい。

		(地域連携課)	
	市民活動センターに設置する男女共同参画関連図書の継続的な購入の予算確保に努め、今後も引き続き、男女共同参画室と連携して、市民への啓発と協働の促進を図ります。	継 続	予算確保により、男女共同参画関連図書や Web 教材の継続購入が求められるが、予算確保が困難であれば、関連図書リストの提供等も検討されたい。また、男女共同参画室と積極的に情報交換を行い、必要な情報、啓発物等を集め、市民活動センターを通じて市民へ提供するとともに、同センターのホームページを活用した情報発信についても具体化されたい。
	男女共同参画に関する学習や活動の参考資料として、津地域の市民センター3カ所へ啓発図書を新規購入して寄贈しました。また、市内図書館へは、市が発行した情報紙やチラシの他にも、県やフレんテが発行するチラシ、啓発物等を積極的に設置依頼しました。 引き続き、男女共同参画に関して参考となる資料を提供していきます。	継 続	予算確保により、継続的に男女共同参画関連図書や Web 教材の購入が求められるが、新刊図書やおすすめ図書リストの配布等も検討されたい。また、男女共同参画白書等の男女共同参画関連資料についても、図書館と連携し、多くの市民の目に触れるよう積極的に情報発信されたい。

60	講演会などを通じた男女共同参画意識の啓発		(男女共同参画室)	
	市民を対象とした講演会やセミナー・講座などを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	11月9日に芸濃総合文化センターで開催した「津市男女共同参画フォーラム」では、総合内科専門医・作家であるおおたわ史絵さんによる「これからの生き方・働き方のカタチ」と題した講演会を開催しました。 より広い地域の皆さんに男女共同参画への関心を高めていただけるよう、市内の各地域で開催しており、本年度は、芸濃や安濃から多くの参加がありました。 (参加人数 のべ 358 人) また、「女性のための就職応援セミナー」や「子育て・家事＝みんなで」を開催し、女性の就職応援、家庭内での家事分担や協力しやすい関係づくりについて考えるセミナーを開催しました。	継 続	講演会の開催に当たっては、より多くの市民の男女共同参画意識を啓発できるようパブリックビューイング方式など、さまざまな手法を取り入れ、引き続き啓発に努められたい。
61	情報紙「つばさ」の発行		(男女共同参画室)	
	公募による編集スタッフにより、家庭や地域、事業所などにおいて男女共同参画を推進できる取り組みや情報などを紹介し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	編集スタッフと協働して年2回（10月、3月）情報紙を発行しました。 より多くの市民へ情報が届けられるよう自治会回覧を行うと共に、津市ホームページへの掲載や市公共施設の窓口へ設置・配布しました。 地域で活躍する人や男女共同参画に関連する旬な話題の紹介、クロスワードパズル、料理レシピの紹介など、より多くの市民に読んでもらえる紙面づくりを心掛け、今後も編集スタッフと共に内容充実を図っていきます。	継 続	より多くの市民へ情報紙を周知するには、全戸配布が最も効果的だが、予算的に全戸配布が困難であれば、市ホームページへの掲載等さまざまな手法により広報を展開されたい。

62	男女共同参画フォーラムの開催		(男女共同参画室)	
	公募市民で構成される実行委員会と行政との協働で開催するフォーラムを通じて、家庭や地域、事業所などにおいて男女共同参画を推進できる取り組みや情報などを紹介し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	11月9日（土）11:00～16:00 芸濃総合文化センターで「津市男女共同参画フォーラム（わあむ津）」を開催し、市内外から、のべ358人の来場者が集まりました。（ホール収容人数が600→400人へ減少したため、参加人数に制限あり） 「変わる 動く 発信する ～つながろう ひろげよう 思いやって男女共同参画社会へ～」をテーマに掲げ、同フォーラム実行委員会による電子かみしばい「男女共同参画ってな～に?」、「男女共同参画社会の形成に向けた国内外の動き年表」のパネル展示や10団体による取組紹介・展示を行いました。地元物産販売やよさこいチームの発表等により地域と連携し、地域の方々が主体的に男女共同参画について考えていただく機会を得ました。 男女共同参画フォーラム実行委員会では、引き続き、年間を通じた啓発紙芝居を出張上映し、引き続き啓発活動に取り組んでいきます。	継 続	当事業は、男女共同参画の推進や市民の意識高揚を図る上で重要なイベントであるため、数値目標の達成に向け、開催数増なども含め、効果的に開催できるよう取り組まれない。 また、フォーラム実行委員会の展示内容については、市民の視点を踏まえた内容を盛り込めるよう工夫されたい。
63	広報紙・ホームページによる情報提供		(男女共同参画室)	
	広報紙・ホームページを活用し、男女共同参画に関する事業を紹介し、意識の高揚を図ります。	三重県内男女共同参画連携映画祭、津市男女共同参画フォーラム、女性のための就職応援セミナーなどの男女共同参画に関する事業については、随時、市広報及びホームページへ掲載し情報発信しました。 また、10月と3月には男女共同参画情報紙「つばさ」を発行し、地域で活躍する人や男女共同参画に関連する旬な話題の紹介などにより市民の男女共同参画に関する意識高揚に努めました。 10月には、市ホームページから県ダイバーシティ社会推進課 男女共同参画班及びフレンテみえのホームページへリンクを追加しました。	継 続	県やフレンテみえのホームページとリンクしたことは評価できる。より効果的な啓発に向け、今後は、SNSやユーチューブ等の活用も検討されたい。

64	男女共同参画週間および津市男女共同参画都市宣言・津市男女共同参画推進条例の啓発		(男女共同参画室)	
	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画週間および男女共同参画都市宣言・男女共同参画推進条例について、懸垂幕や図書特設コーナーなどを通じて周知・啓発を行います。	男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、本庁舎及び各総合支所において懸垂幕の掲示、各図書館では特設コーナー等の設置を行い、全庁的に男女共同参画の啓発に努めました。 市内の各図書館へは、男女共同参画週間のみならず、年間を通してセミナーチラシや情報紙の配布、啓発冊子等の配布協力を依頼しました。 また、同週間に合わせて6月29日には津リージョンプラザお城ホールで三重県内男女共同参画連携映画祭の一環としてディズニー映画「美女と野獣（実写版）」を上映し、男女共同参画について考える機会を得ました。（入場者数 452人）	継 続	映画祭については、プレトーク等を実施することで、男女共同参画の視点からの作品紹介や鑑賞時の着眼点を事前に伝え、より効果的に作品を通じた男女共同参画意識の高揚に努められたい。
			(各総合支所人権啓発担当)	
		各総合支所では、男女共同参画週間（6／23～29）に合わせた懸垂幕掲示に加え、男女共同参画室からの依頼により、映画祭・フォーラム・セミナーのチラシやポスター、男女共同参画情報紙「つばさ」等の窓口設置などを行っています。 また、人権課・男女共同参画室・商業振興労政課と連携して実施している事業所訪問では、事業所でのハラスメント対策や女性活躍推進についての取組などをアンケート形式で聞き取りを行いながら、職場におけるセクハラ防止対策や相談しやすい相談体制の確立について、更なる取組を依頼しました。	継 続	従来の担当部署（人権課、男女共同参画室、商業振興労政課）以外の視点から、各総合支所単位の地域課題や事業成果を把握するためにも、支所単位での報告書作成を検討されたい。

		(図書館)	
	全館（9館2室）で共通する取組みとして、男女共同参画週間に合わせて特設コーナー（テーマコーナー）で関連図書の展示を行いました。館の規模により利用数（絶対数）は異なりますが、期間中に他の所蔵場所から図書の補充が必要な程度の利用がありました。例年、このコーナーを開設する目的も含めて、児童書から一般書まで、より多くの本を紹介できるよう選書の段階で意識的に取り入れるよう努めています。また、男女共同参画に関わる周知・啓発として、男女共同参画室や三重県男女共同参画センターフレンテ三重より依頼を受け、男女共同参画に関する情報を発信しています。さらに、職員全員で男女共同参画室から配信された動画を視聴し、男女共同参画について考える機会を設けました。 各館独自の取組として、津図書館では、上記コーナーで関連図書の他、県内の男女共同参画に関連するパンフレットや啓発グッズも併せて展示し、ご覧いただけるようにしました。 久居ふるさと文学館では、10月20日に久居藩350年記念講座として、三重歴史研究会相談役の棕本千江さんを講師にお招きし、「戦国武将の婦人たち 藤堂高虎公をめぐる女たち」と題し、藤堂高虎公をとりまく女性たちの、武将を支え、その時代に流されることなくしっかりと自分を貫いた生き方についてお話いただきました。 美杉図書室では、男女共同参画週間に合わせたしおりを作成し、啓発を行いました。 男女共同参画がよりよく実現できることを目指したさまざまなご意見がある中で、おはなし会の絵本選びやホームページ・メールマガジンにおける図書の紹介欄に、男女共同参画の視点をどのように取り入れることができるのか引き続き調査・研究します。	継 続	日頃からジェンダーバイアスのかかった図書（固定的性別役割分担を助長するような図書）を判別する図書館員の資質向上に努め、ジェンダーバイアスのかかった図書については、市民へ過度な推奨を控えるなど配慮されたい。 また、近隣の大学図書館等とも積極的に連携し、男女共同参画関連資料の提供充実に努められたい。

3 数値目標の推移

基本目標Ⅰ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

数値目標項目	取 組 内 容	2016 H28 年度 計画策定時	2018 H30 年度	2019 R1 年度 現状値	2022 R4 年度 目標値
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の認知度	市民や事業所に対し、男女のこれまでの固定的な性別役割分担意識の見直しなど、男女が共に仕事と生活を両立する意識の啓発や情報提供を行います。	46.0%	次期計画策定時 R3 年度に調査		65.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する市民の比率	これまでの固定的な考え方ではなく男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の考え方の啓発を進めます。	49.2%	次期計画策定時 R3 年度に調査		60.0%
家庭児童相談の受付件数	家庭児童相談員による子育てについての悩みや不安などの相談支援の充実に努めます。	708 件	859 件	814 件	740 件
放課後児童クラブなどの未設置校区数	放課後児童クラブおよび放課後子ども教室を設置し、未設置校区を減らします。	9 校区	7 校区	3 校区	6 校区
放課後児童クラブの受け入れ児童数	運営者と連携し、放課後児童支援員などの確保および施設の整備に取り組み、放課後児童クラブの充実に図ります。	2,310 人	2,667 人	2,845 人	3,000 人
市の男性職員の育児休業取得率	本市男性職員の育児休業所得率の向上に努めます。	3.4%	8.0%	7.8%	10.0% (2020 年度)

基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進

数値目標項目	取 組 内 容	2016 H28 年度 計画策定時	2018 H30 年度	2019 R1 年度 現状値	2022 R4 年度 目標値
審議会における女性委員の比率	市が設置する審議会などについて、各審議会などへの女性の登用率が 30%を超えるよう、女性の登用を推進します。	21.9%	25.5%	24.6%	30.0%
市職員の課長級以上の管理職に占める女性の比率	本市職員における課長級以上の管理職に占める女性の登用率の向上に努めます。	8.9%	8.1%	8.9%	12.0% (2020 年度)
女性消防職員の人数	消防職員における女性職員の増加に努めます。	13 人	13 人	13 人	16 人

基本目標Ⅲ 身近なくらしの場における男女共同参画の推進

数値目標項目	取 組 内 容	2016 H28 年度 計画策定時	2018 H30 年度	2019 R1 年度 現状値	2022 R4 年度 目標値
市民人権講座の参加人数(延べ)	家庭・地域において、男女共同参画に関することなど、あらゆる人権問題についての理解を深めるための講座を開催します。	703 人	898 人	539 人	800 人 (毎年)
防災会議における女性委員の比率	防災会議における女性委員の増加に努めます。	16.0%	18.0%	18.0%	20.0%
女性委員を含む避難所運営委員会の設置率	災害時の避難所運営について、女性の意見や役割の重要性に配慮した運営委員会を設置し、体制の整備に努めます。	53.0%	53.0%	53.0%	100.0%
津市特定健康診査受診率	40 歳～74 歳の国民健康保険加入者の特定健康診査受診率の向上に努めます。	40.4%	40.7%	R2.12 に確定	56.0%

基本目標Ⅳ 人権が尊重される環境の整備

数値目標項目	取 組 内 容	2016 H28 年度 計画策定時	2018 年 H30 年度	2019 R1 年度 現状値	2022 R4 年度 目標値
DV 被害者で相談した人の比率	各種相談機関の機能や利用方法について、広報紙・インターネットなどを活用し、広く市民への周知に努めます。	38.1%	次期計画策定時 R3 年度に調査		60.0%

基本目標Ⅴ 男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化

数値目標項目	取 組 内 容	2016 H28 年度 計画策定時	2018 H31 年度	2019 R1 年度 現状値	2022 R4 年度 目標値
意識啓発のための訪問事業所数	市内事業所を訪問し、人権尊重、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)などについての意識啓発を図ります。	30 事業所	30 事業所	30 事業所	40 事業所 (毎年)
男女共同参画フォーラム参加人数	実行委員会(公募市民)と行政との協働で開催するフォーラムを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	608 人	801 人	358 人	700 人 (毎年)
津市男女共同参画条例の認知度	津市男女共同参画都市宣言・津市男女共同参画推進条例について、図書特設コーナーなどを通じて周知・啓発を行います。	28.9%	次期計画策定時 R3 年度に調査		50.0%

4 参考資料

(1) 津市男女共同参画審議会委員名簿

	氏 名	所属団体・役職等	選 定 区 分
1	伊藤 好幸	—	公募
2	鵜飼 みわ	三重県農村女性アドバイザー	その他市長が必要と認める者（農業）
3	大田 弘純	—	公募
4	太田 増一	津市自治会連合会副会長	その他市長が必要と認める者（地域活動団体）
5	落合 知	三重労働局雇用環境・均等室室長	関係行政機関
6	笠井 瑞穂	津商工会議所女性会 副会長	その他市長が必要と認める者（労働関係・商工業）
7	金児 美和子	津市民生委員児童委員連合会	その他市長が必要と認める者（地域活動団体）
8	佐藤 ゆかり	—	公募
9	辻 修一	三重県環境生活部 次長 (人権・社会参画・生活安全担当)	関係行政機関
10	◎ 東福寺 一郎	—	学識経験者
11	深尾 充彦	連合三重津地域協議会	その他市長が必要と認める者（労働関係・雇用）
12	○ 前山 都子	インスピレーマネジメント代表 (人材開発コンサルタント)	その他市長が必要と認める者（女性起業家）

※ ◎…会長、○…副会長

(敬称略)

(2) 令和元年度施策進捗状況審議経過（令和2年度）

月 日	事 項
4月30日	第1回津市男女共同参画審議会（書面審議） ・会長、副会長及び検討委員等について ・第3次津市男女共同参画基本計画に基づく令和元年度施策進捗状況について
5月19日 ～6月12日	各委員へ令和元年度施策進捗状況に関する質問を募集
6月26日	全委員へ上記質問に対する回答を報告
5月19日 ～7月10日	各委員へ令和元年度施策進捗状況に関する意見を募集
7月22日	第1回検討委員会 ・「審議会からの意見」とりまとめ（基本目標Ⅰ～Ⅲ）
8月7日	第2回検討委員会 ・「審議会からの意見」とりまとめ（基本目標Ⅳ～Ⅴ） ・ 〃 （基本目標Ⅰ～Ⅲ）文案確認
8月21日	第3回検討委員会 ・「審議会からの意見」とりまとめ（基本目標Ⅰ～Ⅴ）文案確認 ・第4次津市男女共同参画基本計画策定に向けた市民及び事業所意識調査について
9月30日	第2回津市男女共同参画審議会 ・第3次津市男女共同参画基本計画に基づく令和元年度施策実施状況報告書について ・第4次津市男女共同参画基本計画策定に向けた市民及び事業所意識調査について